

期日	班	資料番号
11/24	1	1

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	道路維持事業
担当部課	建設水道部土木課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名		道路維持事業			事業開始年度	昭和31年度以前		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		道路パトロールによる修繕（点々穴埋め等）			回	204/	208/	204/
		市民及び地区からの要望に対する検討・対応（道路新設改良、道路維持、河川維持）			件	約1,400/	約1,250/	約1,450/
					件	/	/	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	道路維持事業費	/	市道実延長(km)	千円	208	201	212	
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)	道路維持管理の中で、地区要望及び苦情等で多い、修繕、除草、補修工事の実施状況を成果とした。						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		道路修繕箇所			箇所	251/	210/	204/
		除草委託件数			件	28/	40/	36/
道路補修工事件数			件	34/	36/	51/		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>市が管理すべき道路は、路線が多く延長も長いなか、道路の修繕、補修工事、除草等を実施することにより、通行に支障が来さぬよう努めております。</p> <p>但し、市道は毎年新設していることから道路延長も伸び続けており、また道路維持事業関係の地区要望も年々増え続けていることから、全ての要望者・利用者が満足するような管理は厳しいと思われま。</p> <p>このことから、地元地区で施工可能な維持修繕等については、使用する原材料の無償提供や重機借り上げ料の支給、また発生材の運搬、処分等を実施し、地区への協力依頼を行っております。</p>						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>市道実延長比較（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香取市： 1,373 km（県内54市町村中、3番目の長さ） ・銚子市： 803 km ・旭市： 1,103 km ・匝瑳市： 962 km 						
特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・地区要望における道路関係要望は8割以上を占めている。 ・道路パトロールは原則、各地区1回/週、実施している。 						

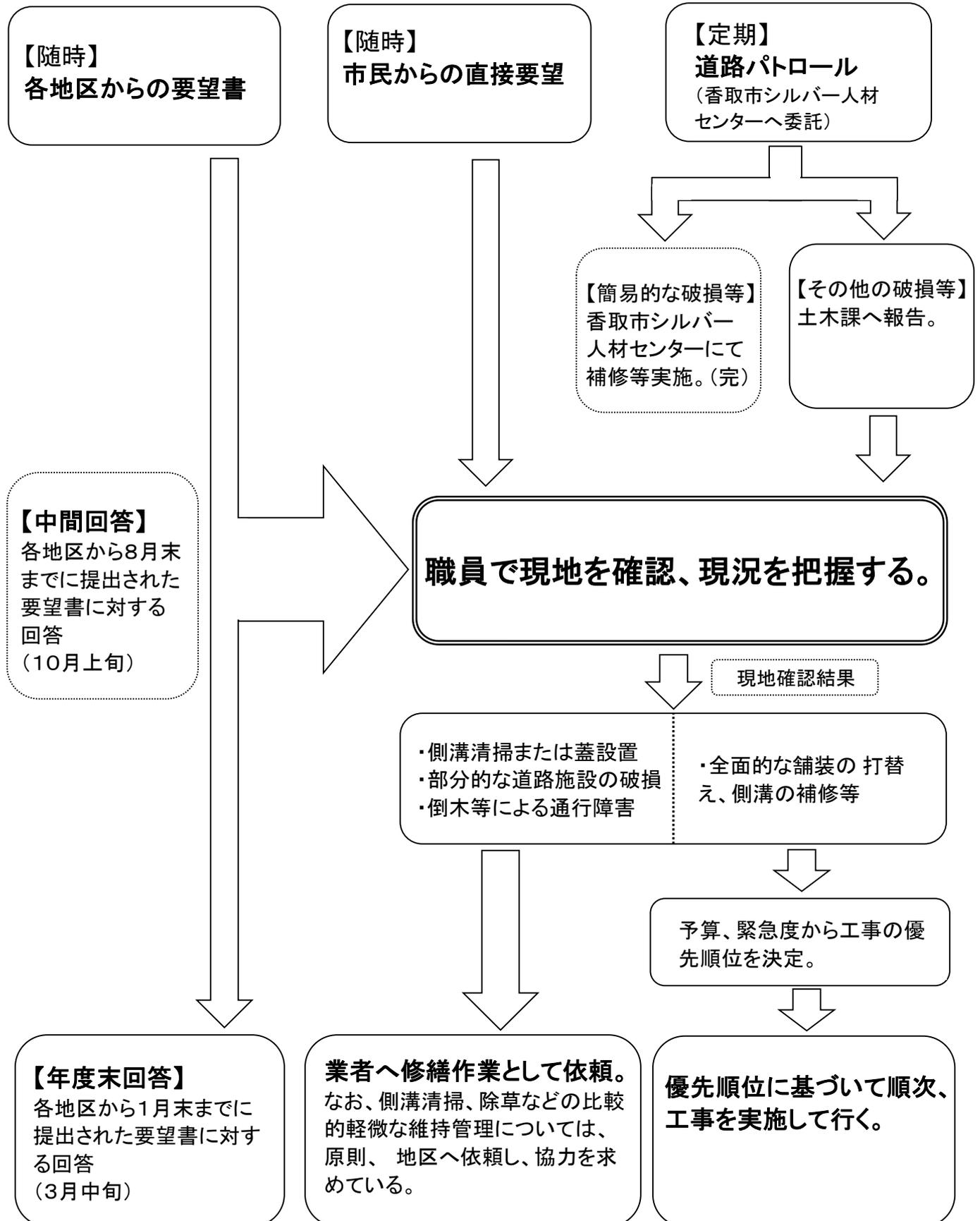
委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	道路維持事業		事業開始年度	
団体名	公益社団法人 香取市シルバー人材センター			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	本業務は、高齢者の雇用機会の拡大と福祉の増進を図るべく、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づき、随意契約により決定されている。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円	道路パトロール業務(佐原・栗源)	2,670 千円
	県からの財政支出金	千円	道路パトロール業務(小見川・山田)	2,670 千円
	市町村からの財政支出金	千円	道路維持業務(栗源)	1,112 千円
	委託料・指定管理料	10,449 千円	道路等草刈業務(小見川・山田)	3,758 千円
	補助金	千円	その他の道路維持業務	239 千円
	その他	千円		千円
	その他 (会員参加費、繰越金、雑入)	千円		千円
総計	10,449 千円	総計	10,449 千円	

※委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	<p>【組織】 香取市内に居住する定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>【活動】 技術を要するもの(大工、左官、植木の手入れなど)、屋内外の軽作業(草刈など)、販売・外交・調査(メーター検針など)、管理(施設管理など)、事務整理(事務、受付など)、筆耕・宛名(賞状書きなど)、機械除草(庭の草刈など)、サービス(家事手伝い、高齢者介護など)、農園芸作業(農作物の収穫など)</p>									
	資本金	千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	うち (出向/OB)	非常勤	うち (出向/OB)	監事	うち (出向/OB)
	市出資金	千円		役員			6		2	
	出資比率	%		職員	3		6			
団体全体の収支状況	収入		支出							
	国からの財政支出金	9,531 千円	事業費	209,439 千円						
	県からの財政支出金	千円	管理費	1,459 千円						
	市町村からの財政支出金	千円		千円						
	委託料・指定管理料	千円	その他 ()	千円						
	補助金	10,500 千円	総計	210,898 千円						
	その他	千円								
その他 (受託事業収益、会費など)	198,093 千円									
総計	218,124 千円	収支差	7,226 千円							
特記事項	負債総額:18,641千円 資本総額:20,841千円 利益剰余金(もしくは欠損金):7,226円									
財務諸表URL	https://webc.sjc.ne.jp/katori/information_3									

道路維持管理(補修等)の実施状況



香取市道路占用料条例

平成18年3月27日条例第173号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項の規定により、市が徴収する道路の占用料の額及びその徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

(占用料の徴収)

第3条 占用料は、占用の許可を受け、占用を開始したときにその全額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占用期間が引き続き2会計年度以上にわたる場合は、翌年度以降の占用料については、当該年度の始めに徴収する。

3 市長は、占用料が特に多額であるとき、又はその他の事由により一時に全額を納入することが困難であると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、当該占用者の申請により、当該会計年度内において、3回以内に分割徴収することができる。

(占用料の還付)

第4条 既納の占用料は、還付しない。ただし、占用許可の取消しがあった場合は、この限りでない。

(占用料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業により占用するとき。
- (2) 祭典、縁日等に際してのぼり、アーチ等を設置するとき、又は慣習により松かざり等を設置するとき。
- (3) 公共の利益となる事業により占用するとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

別表（第2条）

占用物件		単位	占用料額（円）	摘要
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	占用料物件たる電柱、電話柱を支えている支線支柱又は信号機等の共架柱の占用料は、徴収しない。
	第2種電柱		1,600	
	第3種電柱		2,200	
	第1種電話柱		930	
	第2種電話柱		1,500	
	第3種電話柱		2,100	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	
	地下電線その他地下に設ける線類		5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400		
郵便差出箱及び信書便差出箱		600		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400		

	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	48	排水管の占用料は、徴収しない。
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
	外径が1メートル以上のもの			950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	2,900			
	地下に設ける通路	1,500			
その他のもの				1,400	マンホール暗渠等

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	
物件	標識		1本につき1年	1,100	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	
		その他のもの	1本につき1月	440	
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44	
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	440		

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	
		その他のもの		2,200	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	440	
令第7条第6号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額			

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。